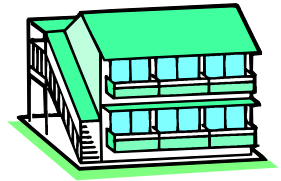


地域優良賃貸住宅供給促進事業について

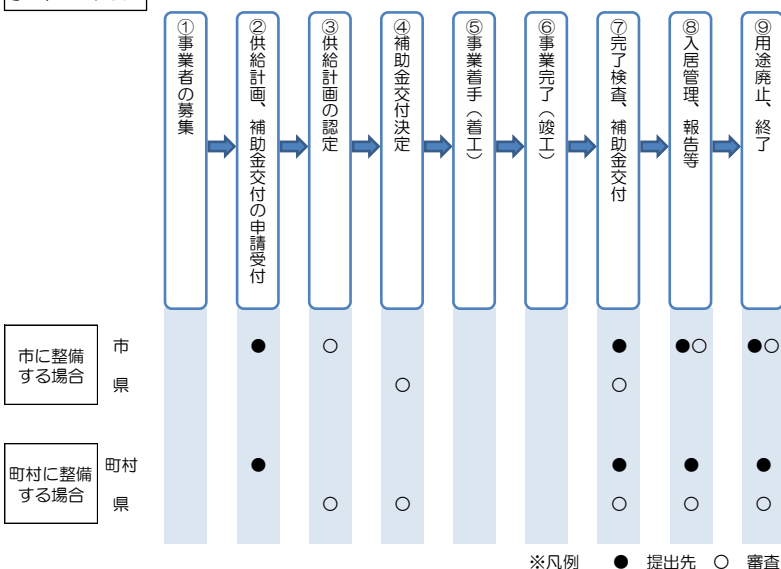
目的と制度概要

東日本大震災津波による被災者の方などの居住の安定を図るため、民間事業者が計画の認定を受けて地域優良賃貸住宅（地優賃）を建設する場合に、補助を行います。
（※この表の他にも必要な基準があります。）



災害復興型地域優良賃貸住宅	
募集戸数	50戸（ただし、全体の予算額 1 億円を限度）
募集期間	予算の状況により打ち切る場合があるため、下記までお問合せ下さい
整備場所	沿岸市町村（洋野町、久慈市、普代村、釜石市を除く）
整備手法	建設、改良、買取後改良
補助率	<p>※サービス付き高齢者向け住宅の場合は24/100</p>
対象費用	建設の場合：主体附帯工事費＋共同施設費（1戸当たり 1,000 万円まで） 改良の場合：共同施設費＋加齢対応費 買取後改良の場合：買取分＝建設分と、改良分の合計
サービス	サービス付き高齢者向け住宅とする場合は高齢者住まい法の登録を受けること
戸数面積	5戸（建設以外の場合1戸）以上、25㎡/戸以上
構造	耐火又は準耐火構造、共同建て又は長屋建て
バリアフリー	高齢者住まい法に規定する基準（高齢者等配慮対策等級3）
省エネ	次世代省エネ基準（省エネ等級4）
入居者	被災者（全壊及び解体余儀なくされた半壊）子育て、高齢者、障がい者等の世帯、復興関係従事者等（所得 487 千円/月以下）
管理期間	10 年以上

事業の流れ



事業者は事前相談の上、供給計画と補助金交付を計画地の市町村に申請してください。計画の認定（市又は県）と、補助金の交付決定（県）を受けてから着工してください。

完成後は、所定の要件を満たす管理者により適切に管理していく必要があります。

申請書様式や整備基準等は、県ホームページに掲載しています。

岩手県地優賃で

【お問合せ先】

県土整備部建築住宅課住宅計画担当

電話 019-629-5933・5934

